

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

観光まちづくり施策について

2 テーマ設定の趣旨

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「競技大会」という。）の開催などを機に、本区への来訪者の増加が期待されている。そうした状況も見越し、区では、27年3月に観光ビジョンを改定し、その支援により、28年7月には、めぐろ観光まちづくり協会を一般社団法人化して、観光まちづくり施策の推進体制を強化してきた。

観光ビジョンは、いま10年間の計画期間の折り返し地点にある。同ビジョン中に掲げられた「2020年をきっかけとした「おもてなし」プログラム」に取り組む中で、競技大会の開催もいよいよ来年度に迫っている。また、一般社団法人めぐろ観光まちづくり協会（以下「協会」という。）の運営も、法人化から3年が経過し、軌道に乗り始める時期に差しかかったところである。

このように観光まちづくり施策の展開は、現在節目を迎えつつあり、全体の進捗状況の確認等が改めて求められる。そのため、競技大会後も見据えた同施策の進め方にも資するように、現段階で実情を把握し、状況を検証する。

3 監査の対象

平成30年度の観光まちづくり施策（観光ビジョン、協会）に係る事務。必要に応じて令和元年度執行分を含む。

4 監査の着眼点

- (1) 観光ビジョンが掲げるアクションプログラムや2020年をきっかけとした「おもてなし」プログラムについて、適切に取り組んでいるか。
- (2) 観光に係る施策の目標は明確化されているか。
- (3) 観光に係る施策の評価が適切に行われているか。
- (4) 観光情報の発信は効果的に行われ、入手しやすいか。
- (5) 観光資源の発掘やメニューの開発、新たな需要への対応が適切に行われているか。
- (6) 区と協会の役割分担は明確になっているか。
- (7) 区と協会の連携体制は十分か。
- (8) 団体や事業者、観光ボランティアとの連携・協力は円滑に進んでいるか。
- (9) 協会の運営状況は良好か。

5 監査の実施期間

令和元年10月11日（金）から令和2年3月24日（火）まで

6 監査の方法

文化・交流課及び協会に対し関係書類等の調査を行うとともに、必要に応じて関係職員への説明聴取により検証した。

第2 観光まちづくり施策に係る計画と推進組織

1 観光ビジョンの主な内容

(1) 策定等の経過

観光ビジョンは、区における観光振興のあり方や方向性を示すため、17年3月に初めて策定された。この当初の同ビジョンの計画期間の満了により、改定が行われたものが現在の観光ビジョンになっている。

桜開花時期等の来訪者の増加や、東京への関心が一段と高まる競技大会の開催決定を背景に、一層魅力ある目黒区を目指す趣旨で見直されたところである。

その過程においては、学識経験者、企業関係者、区民などから構成される観光振興懇話会を設置し、区内組織として観光ビジョン改定検討委員会も設け、検討が進められた。また、改定素案等を公表して、区民の意見や提案を募り、それらを反映する機会も作った上で改定されている。

(2) 位置づけ

今後の区における観光まちづくりのあり方や基本的方向性を示したものとされた。

観光ビジョンにおいて、基本計画との関係にふれる記述はない。しかし、基本計画の側では、旧観光ビジョンの内容を踏まえ「観光まちづくりの推進」の項目を起こしていることから、分野ごとに策定される補助計画に該当するのは明らかである。

(3) 対象期間

27年度からおおむね10年であり、必要に応じて見直すことになっている。

(4) 「観光まちづくり」の定義

「地域の構成主体である区民、団体、事業者、区が相互に連携、協力し、地域の歴史や文化、産業、自然などさまざまな観光資源を生かしながら、人々の交流を促進し、にぎわいと活力あふれるまち、文化の香り高いまちを実現しようとする活動」と定められた。

(5) 観光まちづくりの目標

旧観光ビジョンを引き継ぎ「人々の心を豊かにし、まちの活力を高める」とされている。

区民、団体、事業者、区それぞれの連携、協力のもと、地域のあらゆる観光資源を最大限活用し、区民相互、あるいは、区民と来訪者相互の交流を振興することにより目標の達成を図るものである。

(6) 観光まちづくりの基本的視点

次の5つの視点を基本にして進めることを明示している。

- ア 観光まちづくりについての認識を区民が共有する。
- イ 目標及び施策体系を明らかにする。
- ウ 観光関係団体との役割分担の明確化とともに連携・協力の推進体制をつくる。
- エ 観光関係団体との情報の一元化を図る。
- オ 情報発信手段の多様化を図る。

(7) 観光振興の対象と効果

計画では、主役は区民と来訪者であることを念頭に、観光まちづくりの中で進められる観光振興の対象と効果についても改めて整理を行っている。

ア 観光振興の対象

- (ア) 観光客誘致のみではない目黒区の観光振興
- (イ) 人々の「ウェルカムのこころと活動」が不可欠な目黒区の観光振興
- (ウ) 区民も「もてなされる人」である目黒区の観光振興

イ 観光振興の効果

- (ア) 総合的な経済波及効果が見込まれる観光振興
- (イ) 地域文化の振興や、まちのイメージアップの効果が見込まれる観光振興
- (ウ) 居住環境向上や定住化促進などの効果が見込まれる観光振興

(8) 観光に係る施策の体系

観光まちづくりは、多彩な活動が求められることから、個別の取組を施策として体系化し、区民や事業者と連携しながら展開していくことが示されている。観光に係る施策の体系は以下のとおりである。

方向1 資源の活用と育成 ～魅力ある地域資源を はぐくむ～	施策1 魅力の機会づくり
	施策2 さまざまな分野との連携推進
方向2 環境の整備 ～訪れたいまち、おもて なしのまちをつくる～	施策3 個性的で美しいまちづくり
	施策4 回遊しやすいまちづくり
	施策5 おもてなしマインドづくり
方向3 情報の受・発信 ～魅力ある情報の 収集と発信～	施策6 情報の収集と発信

こうした体系のもと、各施策として具体的に実施や検討を行う事業などを、「継続・充実するプログラム」と「検討等を進めるプログラム」とに区分したアクションプログラムに整理し掲げられている。内容は資料のとおりである。

このアクションプログラムに関しては、学識経験者等による評価組織において評価を行い、その進捗状況の管理や向上を図ることが予定されている。

(9) 各団体の連携・協力

観光まちづくりにおいては、来訪者を迎え入れる担い手として、協会ははじめ、区民、団体、事業者、区が連携して取り組むことが定められている。

この中で、区の役割としては、円滑な事業実施に資する体制整備、協会等さまざまな団体との連携・協力、観光ボランティアへの支援、各関係団体の活動への支援などが掲げられた。

(10) 2020年をきっかけとした「おもてなし」プログラム

競技大会の開催をきっかけに、国内外からの来訪者の増加が見込まれることから、わかりやすい情報の提供、おもてなしマインドづくり、国際交流分野や芸術文化分野との連携に取り組むこととされた。

この「おもてなし」プログラムは、次のようなテーマ設定のもと、各テーマごとに具体策となる事業等がアクションプログラムとして掲げられている。アクションプログラムについては資料のとおりである。

テーマ1	おもてなしの環境づくり
テーマ2	おもてなしマインドづくり
テーマ3	外国人へのおもてなし
テーマ4	プラスアルファのおもてなし

2 区の中核となる組織

文化・スポーツ部文化・交流課において、同課長、文化・観光係長と、職員1名が、他業務と兼ねる形で、観光まちづくりを担当している。

3 協会の概要（30年度）

(1) 協会の設立

協会は、区内の観光資源を活用した事業を行い、人びとの交流を促進し、住む人にも訪れる人にも魅力が感じられる、活力あるまちの形成を目指す目的で、21年10月に任意団体として設立された。

その後、組織の基盤強化等を図る趣旨から、法人化の検討が進められ、28年7月に一般社団法人となった。この時、一般社団法人めぐろ観光まちづくり協会定款（以下「定款」という。内容は資料のとおりである。）により「目黒区の文化的・社会的特性を生かした観光振興に向けての事業を行い、芸術文化・スポーツ振興及び産業・地域の活性化を促進すること」と、団体の目的が再整理されている。

そして、これを達成するために実施する協会の事業は、定款により次の8項目が定められた。

ア 観光資源の調査・発掘研究、情報の収集、提言及び観光の振興に関する事業

- イ 観光情報の受発信に関する事業
- ウ 産業振興に関する事業
- エ 観光ボランティアの育成、支援に資するための事業
- オ 物品、チケット等の販売に関する事業
- カ 国際文化交流に資する事業
- キ スポーツ振興の支援に資するための事業
- ク その他この法人の目的を達成するために必要な事業

一般社団法人は、人の集まりに対して法人格が与えられる非営利（構成員に利益を配分しない）団体であり、協会の設立に当たって、基本財産を形成するような区の出資は行われていない。会計処理においては、公益法人会計が採用されている。また、税法上の非営利型一般社団法人に該当し、収益事業の所得は課税されるが、会費や寄付金といった収入は課税されない。

(2) 会員の状況

- ア 正会員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員）

個人16人、法人・団体23、計39

（年会費は、個人1口6,000円、法人・団体1口12,000円）

- イ 賛助会員（協会事業の賛助者）

個人48人、法人・団体7、計55

（年会費は、個人1口2,400円、法人・団体1口6,000円）

(3) 組織

- ア 会長（1名）、副会長（2名）

理事から選出され、会長は一般法人法第91条第1項に規定する「代表理事」であり、副会長2名を含めて、「業務執行理事」とされている。

- イ 理事（9名、会長と副会長を含む）

総会の決議で選任され、理事会を構成する。

- ウ 監事（2名）

総会の決議で選任される。

- エ 事務局

事務局長（1名）、相談役（1名）、職員（1名）、派遣職員（1名）

(4) 主な事業

詳細は、資料（平成30年度事業報告書）のとおりである。以下概要を示す。

- ア 情報発信

めぐろ観光マップ（日本語版5万部）や目黒川さくらMAP（日本語版7万8千部、多言語版1万6千部）等を作成・配布し、区の公衆無線LANの整備に合わせ、外国語対応を図るなど、ホームページの改修を行った。

- イ まち歩き事業

金沢まいどさんまち歩き（参加者48名）、東京150年記念事業観光まち歩

き（同28名）、ぶらっTokyoさんぽ（同36名）、山手七福神巡り（同26名）など7回開催している。

ウ 観光講座

史跡めぐりと講演会として、「旧前田家本邸とホテル雅叙園東京 百段雛まつり見学及び講演会」（参加者38名）を実施した。

エ 出展（出店）事業

リバーサイドフェスティバル、自由が丘女神まつり、えぼら観光フェア、東京ラーメンショー、目黒シティランなどで出展等を行った。合わせて、自由が丘女神まつりや目黒シティラン等では、ブックカバー、Tシャツ、ピンバッジなどを販売している。

オ ボランティアガイドの育成（登録者数）

ボランティアガイド 10名

ボランティア登録（会員） 17名

カ 友好都市観光事業

角田市、金沢市及び臼杵市との協力により事業を実施。角田市の阿武隈リバーサイドマラソンへの区民の参加支援、金沢百万石まつりでの出展、自由が丘女神まつりでの角田市と臼杵市の出店援助などに取り組んだ。

キ 大学等との連携

産業能率大学とのインターンシップ事業（区民まつりやまち歩き事業等への参加）と、田村学園（多摩大学目黒高等学校）との観光事業協力（WE LOVEめぐろや目黒シティランでのスタッフ派遣）を行っている。

（5）決算状況

詳細は、資料（平成30年度決算報告書）のとおりである。

収入全体（3,346万円余）に占める区からの補助金（3,152万円余）の割合は約94%。支出（3,002万円余）における人件費（1,337万円余）の割合は約45%、事業費（1,120万円余）が約37%、管理運営費（545万円余）は約18%となっている。

第3 観光まちづくり施策の現状と課題

1 観光ビジョン等の推進状況と課題

（1）各アクションプログラムの進捗状況

文化・交流課が隔年に2年分の施策の体系に基づくアクションプログラムの進捗状況を調査しまとめている。主な内容は、各事業の取組実績とその評価である。評価に関しては、事業目標に係る指標や数値は定められていないので、進捗状況等を踏まえた各所管課の意見を尊重した内容となっている。

なお、観光ビジョンでは、「各施策のアクションプログラムについて、各所属の計画とも連動しながら、「PDCAサイクル」により、学識経験者等による評価組織において評価を行い、アクションプログラムの進捗状況の管理や向上を図って

いきます。」と記載されているが、現段階では行われていない。

ア 観光施策のアクションプログラム（４９施策）の取組状況

３０年度末における評価結果

評価区分		取組事業数	割合（％）
A	効果があった	２２（１９）	２２（１９）
B	効果はあったが改善点がある	６７（６０）	６８（５９）
C	効果は想定していたよりも小さい	３（６）	３（６）
D	わからない又は評価不能	７（１７）	７（１６）
合計		９９（１０２）	１００（１００）

※（ ）内は２８年度末における評価結果

３０年度末では、２８年度末よりも効果が認められるＡ・Ｂ段階の評価を行った事業数がいずれも増加しており、アクションプログラムの展開が進んだ様子をうかがわせている。取組の方向性が「新規」となっている５つのアクションプログラムもすべて着手済である。

一方、一定の予算を要するような「標識や案内サインの多言語化とピクトグラム化」や「観光資源周辺の駐車場・バス停車場・駐輪場の整備の推進とユニバーサル化の推進」は、検討が進んでいない。

また、「マスコミやフィルムコミッションの活用」など、情報発信を伴うアクションプログラムにおいては、効果測定が困難な側面があることから、Ｄ評価を下しているものがある。このあたりは、そうした事業の妥当性をいかに説明していくのかという課題も残す。

イ ２０２０年をきっかけとした「おもてなし」プログラム（１２施策）の取組状況

３０年度末における評価結果

評価区分		取組事業数	割合（％）
A	効果があった	５（１）	４２（８）
B	効果はあったが改善点がある	６（６）	５０（５０）
C	効果は想定していたよりも小さい	１（２）	８（１７）
D	わからない又は評価不能	０（３）	０（２５）
合計		１２（１２）	１００（１００）

※（ ）内は２８年度末における評価結果

２８年度末よりも３０年度末で、Ａ・Ｂ段階の評価を行った事業がやはり増加しており、プログラムが促進されたと考えられる。６つの「新規」のプログラムでは、４つのものが実施されているが、「外国語が堪能なガイドの育成」と「国際交流や芸術文化の分野と連携したイベントの実施」は進んでいない。「標識や案内サインの多言語化とピクトグラム化」や「観光資源周辺の駐車場・バス停車場・駐輪場の整備の推進とユニバーサル化の推進」も、前項同様である。

(2) 各団体の連携・協力

イベントは、主に実行委員会主催で実施されており、商店街、町会や企業などが協力し、区もこれを支援する形で加わっている。

また、各種団体の関係者を役員とする協会の法人化を進め、その運営資金等を区は補助して、観光まちづくりの核となる組織を強化してきた。その力を生かし、団体間の一層の連携が期待される。

(3) 観光ボランティアの育成等

協会が担うこととされているが、一般社団法人化を受けて、30年度は従来の制度の見直しが検討され、その再構築を図ることとなった。令和元年度においては、観光ボランティアガイド養成講座が既に2回開催されている。新たな仕組みのもと、改めて観光ボランティアの拡充が求められる。

(4) 今後の施策展開

目黒区に行ってみようと思えるようなPR動画の作成や、その魅力を発信できる人材を育成するため、「目黒観光検定（仮称）」の実施が検討されている。

2 協会の運営状況と課題

(1) 理事会などの組織運営

ア 総会

定款第13条第1項に規定されているとおり、年1回開催されている。令和元年度においては、正会員39のうち出席18、委任状提出11、合わせて出席率は7割程度である。

イ 理事会

理事会は、年3回開催され、協会の事業推進に必要な事項の決議は適切に行われている。しかし、企画立案を含めた実務への業務執行理事（会長と副会長）の関わりは薄く、また、監事を含め、理事会のチェック機能が十分に働いているとは残念ながら言い難い。

区から依頼され、無報酬でボランティアとして引き受けた、他に本業を持つ役員に、これ以上多くを望むのは現実的には困難であり、今後理事会の強化について検討が必要と思われる。

ウ 事務局

30年度は、4名で事業執行に取り組んできたが、そのうち1名は他団体との兼務であるなど、期待される役割に鑑みて、その体制は弱かった。

職員の処遇面でも、区が設立に関わった他団体の職員のそれに比べて低く（例えば、賞与の支給がない。）、人材を確保するための条件が相対的に厳しいところがある。

このため、令和元年度においては、事務局次長を新たに採用するなど、一定体制の強化が図られた。事業の拡充とともに、一般社団法人の事務局としての事務処理方法の再構築も求められている。

(2) 事業等の執行

ア 会員募集

30年度において、正会員（個人、法人・団体）39、賛助会員（同）55となっている。前年度比較では、正会員は増（+8）、賛助会員は微減（-1）という状況である。

会員募集には、ホームページでの掲載をはじめ、各種マップでの会員への勧誘や、ボランティアガイド登録における会員要件の設定など、様々な機会をとらえて取り組まれている。

協会を構成し、その活動を支えるメンバーの存在は、区の組織にない強みであり、引き続き多くの会員の獲得が望まれる。

イ 情報発信

めぐろ観光マップ等の発行、区のFree Wi-Fi と連携した観光情報ポータルサイト「めぐろめぐろ」（多言語ホームページ）の開設などによる広報に努めている。

令和元年6月からは、インターネットラジオ「ゆるやかめぐろラヂオ」を開始し、ゲストを呼んでの懇談やイベント会場でのインタビュー等を配信している。14回目までの実績で、2千回を超えるダウンロードを達成し、新たな広報媒体として定着しつつある。

ウ 観光資源の発掘

令和元年度において、「観光写真コンクール」と、「めぐろ土産発掘！」という企画を実施し、公募を行っている。写真コンクールでは、区内の魅力の再発見につなげ、土産発掘では、目黒ならではの食品や商品を認定して、目黒ブランドとしてPRする予定である。また、その土産は、区のふるさと納税での返礼品等としての活用も検討されている。

エ 収益事業

参加費の徴収を除き、現在収入を得ることを目的に行っている事業は次のとおりである（金額は30年度実績）。

(ア) 物販（ブックカバー、Tシャツ、ピンバッジ等） 379,230円

(イ) 広告掲載（各種マップ等） 960,000円

更なる展開が求められるところであり、民間美術館との提携による新商品の開発などがいま検討されている。

(3) 財務状況（30年度）

総収入は3,346万円余、総支出は3,002万円余である。収入のうち補助金が3,152万円余（決算後、総支出との差額149万円余を区に返還）を占めており、それによりすべての支出がまかなわれる形になっている。

会費、参加費、物販や広告掲載による収入193万円余は、協会の資産（正味財産）とされており、会費48万円余を除く収益は145万円余である。

現在は、収益事業に係る費用（Tシャツやピンバッジの制作費等）も補助金

で区が負担し、その利益がまるまる協会に入るといった仕組みとなっている。それにより、財源活用の意図もなく、毎年単純に正味財産が積み上がるという状態が生じており、区として、ここまでの支援が必要なのか再考を要する課題といえる。

3 区と協会との協力関係

(1) 区の支援

区は協会への支援策として、事務所スペース（目黒区上目黒2-1-3 中目黒GT B1）の提供と、運営に要する費用をまかなう補助金の支出を行っている。

(2) 連携の状況

区と協会との連携に関しては、役割分担のルールが現在定められているわけではない。事業執行において、協会が事業計画を作成する際などに、あらかじめ区と事業の内容や方向性について協議し、その中で、具体的にそれぞれが担う分野を定めている状況にある。

また、円滑な協力関係を維持するために、協会の会議（総会、理事会、運営会議等）には、区職員も出席している。

第4 監査結果

1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。

(1) 法令に定められた事項の未実施

協会の貸借対照表（区の補助金の執行実績を含む決算書）について、一般法人法第128条、一般法人法施行規則第88条及び定款第45条に規定する公告がなされていないかった。

（文化・交流課、協会）

(2) 決算書の誤り

協会の30年度決算報告において、正味財産増減計算書「正味財産期末残高」と、貸借対照表「正味財産合計」・財産目録「正味財産合計」の金額が合致しないなど、決算書の記載に不整合や漏れがあった。

（文化・交流課、協会）

(3) 現金管理の不備

協会事務所における実地での監査（令和元年12月4日）において、現金の帳簿残高（333,063円）と実際有高（339,221円）が一致していなかった。

（協会）

2 意見・要望事項

今回の行政監査において、改善に向けた検討を求めたい事項があるので、次のとおり意見・要望を述べる。

(1) 観光ビジョンの評価について

2年ごとではあるが、観光ビジョンの実績が評価を含めて取りまとめられており、精度に課題を残すものの、これにより計画の進行状況が一定程度把握されていることは、現状において、おおむね妥当な管理といえる。

ただ、現観光ビジョンでは、アクションプログラムの目標が「取組の方向性」として、「新規」、「継続」、「検討」といった抽象化されたものとなっているため、評価の客観性において、当初から困難が予想された。現実には、判断基準の設定が難しく、評価は事実上各所管に任されたところがある。また、評価区分D「わからない又は評価不能」のように、「効果が判断できずに、ではなぜその事業をやっているのか？」という疑問を生じさせるような項目は、指標内容の再考や十分な説明での補足が求められる。

そうした欠点を補うため予定されていることが、「学識経験者等による評価組織」による評価であり、専門家や関係者の見識に基づく総合的な判断に委ねようという仕組みである。しかし、目標があいまいな中で、評価組織の論議が必ず焦点を結ぶ保証はなく、これを行うにしても、評価の枠組みをもう少し固めることができなければ、所期の成果を上げることは難しいと思われる。

このような現状から、やはり具体的な業績目標の設定がまず重要と考えられる。現観光ビジョンの改定時などをとらえ、主な施策においては、成果指標や数値目標を設定するように努めて欲しい。

(文化・交流課)

(2) 2020年をきっかけとした「おもてなし」プログラムについて

競技大会の開催を本年7月に控え、2020年をきっかけとした「おもてなし」プログラムは、ひとつの区切りを迎えつつある。進捗状況に遅れの見られるものに関しては、例えば、「外国語が堪能なガイドの育成」の場合、目黒区国際交流協会の協力も得て、通訳者派遣と協会のボランティアガイドで当面の対応を図るなど、代替措置を講じることも含めて、準備を加速されたい。

(文化・交流課、協会)

(3) 区の補助金について

協会の収益事業において、現在物販の商品制作等に要する費用も補助金から支出されている。協会には利益のみが帰属しており、将来的に区がその自立を望むのであれば、まずはこうした分野から協会に負担を求めるべきであり、それによって補助金の見直しを進めることが望まれる。

(文化・交流課)

(4) 協会の業務執行理事（会長と副会長）の理事会への報告について

一般法人法第91条第2項の規定には、業務執行理事は「三箇月に一回以上、

自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない」とあるが、それがなされていない。法の規定のとおり報告するか、理事会の状況等からそこまでの必要がないのであれば、同項のただし書により「毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨」を定款に定め、その規定に基づき報告を適切に行われたい。

(協会)

(5) 協会の財務事務について

現在以下の諸点に課題が見られるので改善に向けて取り組まれない。

ア 30年度決算書類の正味財産に係る金額の不一致は、令和元年度決算の前年度繰越額の不確定を意味するので、早急な原因解明と対応を要する。

イ 会計、契約、予算及び決算等に係る事務処理の原則を定める財務関係規程が現在ない。その制定が必要である。

ウ 決算時において、商品の棚卸の実施や、預金口座の残高証明書の取得が求められる。

エ 収入金として多額の現金が保管されている。必要最小限の小口現金を除き、保管金はすみやかに取引銀行に預け入れなければならない。

また、現金の手元有高については、短い間隔で定期的に、現金出納帳の残高と照合すること。

(協会)

(6) 協会の組織運営について

現在、例えば、新たな事業の企画や運営に係る意思決定は、事務局が事業運営会議で会員の意見や要望を聞きながら、必要があれば区と協議してその原案を固める。そして、業務執行理事（会長と副会長）の了解を得たうえで、同理事が理事会に提案する形で決議してもらうという流れが基本となっている。このため、実質的な検討は、主に事務局が担い、業務執行理事と理事会の参画は最終段階というスタイルである。

一般社団法人の業務執行の決定は理事会、業務を執行するのは業務執行理事、その事務の処理が事務局という法人運営の原則に照らすと、現状では意思形成過程における業務執行理事の関与は弱く、事務局のそれが強すぎるように思われる。

この改善のためには、一つは、定款第41条の規定に基づき、業務執行理事と事務局職員を構成員とする、主要な事業等の検討を行う委員会を設置し、新たな協議の場をつくるという方法がある。もう一つは、事務局長を理事とし、かつ業務執行理事に任じて、業務執行理事を事務局に迎えるようなやり方である。これは理事会に常勤の理事を加えることになり、その強化にもつながる。

原則的な法人運営に一層近づけるために、こうした検討を進められたい。

(協会)

第5 まとめ

今回の監査の結果では、主に協会においていくつかの要改善点が明らかとなった。これらは、本来であれば、一般社団法人化の際に、法令等を踏まえ、それまでの組織運営や事務処理方法を見直し、新たな仕組みとして確立されていなければならなかった事柄が多い。区と協力し、改めて協会において、必要な定款の改正などを行い、適切に軌道修正を図って欲しい。

一方で、競技大会の開催も近づく令和元年度に入り、区との連携のもと、協会では、「観光写真コンクール」や「めぐろ土産発掘！」の実施、新たな情報発信媒体の活用、新商品の開発の検討など、大変積極的な姿勢が見られる。また、新型コロナウイルス感染症の観光事業への影響も懸念される中ではあるが、「目黒観光検定（仮称）」といった更なる事業展開も予定され、取組のスピードが加速されている感があり、今後が期待できる。

区と協会による観光ビジョンの推進が、所期の効果を上げ、区民が地域への愛着を深め、来訪者が目黒区の魅力を再確認し、その交流等により、まちの活性化を促して、地域の一層の発展につながっていく契機となることを更に望みたい。

以 上